

## H23 後期 車両系建設機械運転技能講習のご案内(実施計画)

財団法人 日本産業技能教習協会 -- <http://www.kyousyu.org> --  
 熊谷教習所 熊谷市三尻新山 3858-1 TEL 048-532-5781  
 本部 千代田区鍛冶町2-2-1 三井住友銀行神田駅前ビル6F TEL 03-3254-8404

(初版 H23.8.23)

就業制限に関する法令(労働安全衛生法第61条、施行令第20条)により、機体重量が3t以上の建設機械の運転は、該当する種類の車両系建設機械運転技能講習を修了した者でなければ、従事できない事が定められております。(労働安全衛生規則第41条、別表第3参照)

当協会は、埼玉労働局登録の教習機関として、整地・運搬・積込み及び掘削用(登録第88号)、解体用(登録第162号)の講習を定期的開催しておりますので、次のとおりご案内申し上げます。 \* 整地・運搬・積込み及び掘削用で運転できる機械(安衛法施行令別表第7)

ブルドーザー、モーターグレーダー、トラクターショベル、ざり積機、スクレーパー、スクレープドーザー、パワーショベル、ドラッグショベル、ドラッグライン、クラムシェル、バケット掘削機、トレンチャー、他、省令で定める機械

\* 解体用で運転できる機械 ブレーカー、その他厚生労働省令で定める機械

### 1. 日程、定員など

実施回	1(整地)	2(解体)	3(整地)	4(解体)	5(整地)
日程	10月 9/30,3~7日	11月 11日	12月 1,2,5~8日	H24.1月 16日	2月 1/31,1~3,6,7日
開催場所	熊谷教習所	熊谷教習所	熊谷教習所	熊谷教習所	熊谷教習所
定員	20名	10名	20名	10名	20名

整地、掘削等運転の講習は、受講資格によるコースによって、受講日数が異なります。

解体用の定期講習は、整地・運搬・積込み・掘削用の修了者(当協会以外での修了も可)を対象とした1日(3h+試験)コースのみの開催となっております。

### 2. 受講資格

満18才以上であればどなたでも受講することができます。

### 3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(コース分け条件) 整地・運搬・積込み及び掘削用

コース	日程	受講料(+教材費)	コース条件(*受講資格を満たした上で)
A	2日	33,000(+1,600)	建設機械施工技術検定の一部
B	2日	38,000(+1,600)	①大特所持者 ②不整地運搬車運転技能講習の修了者 ③運転免許所持、業務経験(3t未満)が3ヶ月
特B	3日	48,000(+1,600)	*Bコース該当者で、実技をよく練習したい方(実技+1日)
C	3日	43,000(+1,600)	運転免許未所持で、業務経験(3t未満)が6ヶ月
特C	4日	53,000(+1,600)	*Cコース該当者で、実技をよく練習したい方(実技+1日)
D	5日	63,000(+1,600)	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者
E	6日	73,000(+1,600)	未経験者
(F)	(1日)	(18,000(+1,600))	*車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者

解体用講習(法定3時間+試験)

F(解体)	1日	13,000(+1,900)	車両系建設機械(整地・運搬・積込み及び掘削用)運転技能講習を修了した者
-------	----	----------------	-------------------------------------

- 修了証の交付にあたり、郵送希望の方は上記の他、郵送手数料 600 円が必要です。  
1通に同封5名まで可、講習当日のお手続きとなります。

### 4. 講習科目、時間割例など (時間割例は、休憩時間も含まれたものです。)

整地・運搬・積込み及び掘削用

講習科目								時間割例	講習時間	講師の氏名	
コース (科目免除)	E	D	特C	C	特B	B	A				
走行装置に関する知識	○	/	○	○	/	/	/	1 8:45~11:55 12:45~13:45	4時間	野田 恵 島田傳十郎 小林 貞嗣 強瀬 昇	
作業装置に関する知識	○	○	○	○	○	○	○	2 8:45~14:50	5時間	野田 恵 島田傳十郎 小林 貞嗣 強瀬 昇	
一般的事項に関する知識	○	○	○	○	○	○	/	14:55~18:05	3時間		
関係法令	○	○	○	○	○	○	○	3 8:45~9:45	1時間	野田 恵 島田傳十郎 小林 貞嗣 強瀬 昇	
学科試験	○	○	○	○	○	○	○		9:50~10:50		1時間
走行の操作	○	○	/	/	/	/	/	4 11:00~17:00	20時間	野田 恵 島田傳十郎 小林 貞嗣 強瀬 昇	
											5 8:45~17:00
											8:45~9:45
作業のための装置の操作	○	○	○	○	○	○	○	6 9:50~11:50 12:40~15:55	5時間	野田 恵 島田傳十郎 小林 貞嗣 強瀬 昇	
実技試験	○	○	○	○	○	○	○	16:00~			
実技練習	/	/	○	/	○	/	/	8:45~17:00	(5時間)		

\*ABC 特B特Cコース受講者は学科試験を受験した後、作業装置の実技(5時間)を行い、17:00 から実技試験を開始する日程となっております。

なお、当日の講習は講師都合等により、科目の順序が前後する場合等もございます。

### 5. 申込方法

受講される日程と人数、コースがお決まりになりましたら、お電話か予約書(Webページより印刷できます)の FAX で、**受講申請書の送付**をご依頼ください。

申請書到着後、必要事項を記入し、写真(3×4cm)糊付けして、返送をお願いします。

なお、受講料の納入は指定口座へ事前の振込でお願いします。

\*各免除コースのお申込にあたっては、お申込の際、その旨必ずご連絡ください。

\*受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できませんのでご注意ください。

ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。

### 6. その他

- 当協会の技能講習修了証は、平成19年4月開催回より、当協会を受けた複数の技能講習の修了を、管轄労働局単位で一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、**当協会**で修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者は、ご持参をお願いいたします。(講習初日に連絡があります。)
- 20名様以上ご受講の場合、埼玉県内出張講習も承っております。詳しくはお問い合わせをお願いします。(講習実施予定の1ヶ月前までにご連絡下さい)

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 科目免除一覧(コース分け条件表)

コース	一部科目の免除を受けることが出来る者	免除科目
A	①建設業法施行令(昭和31年政令273号)第27条の3に規定する <b>建設機械施工技術検定</b> のうち、1級の技術検定に合格した者で、 <b>実地試験</b> においてトラクター系建設操作施工法、ショベル系建設操作施工法以外を選択した者 ②又は上記検定の、2級の技術検定で、昭和48年建設省告示第860号の第4種～第6種までの種別に合格した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</li> <li>・運転に必要な一般的事項に関する知識</li> <li>・関係法令</li> <li>・走行の操作</li> </ul>
B 特B (注1)	①道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の <b>大型特殊自動車免許</b> (カタピラを有する自動車のみ運転することを免許の条件とするものを除く)を有する者 ②又は同項の大型自動車免許、普通 <b>自動車免許</b> 、又は大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみ運転することを免許の条件とするものに限り)を有し、かつ <b>3ヶ月以上、3t未満</b> の整地・運搬・積込及び掘削用か解体用の建設機械運転の業務(鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項及び第4項の規定による鉱山における当該業務を含む。以下同じ)、もしくは1t未満不整地運搬車の運転の業務に従事した経験を有する者(*注3) ③ <b>不整地運搬車運転技能講習</b> を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</li> <li>・走行の操作</li> </ul>
C 特C	<b>6ヶ月以上、3t未満</b> の整地・運搬・積込及び掘削用か解体用の建設機械運転の業務、もしくは1t未満不整地運搬車の運転の業務に従事した経験を有する者(*注3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行の操作</li> </ul>
D	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</li> </ul>
E	その他の者	なし
F(注2)	①車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者 ② <b>建設機械施工技術検定</b> のうち、Aコースの条件 <u>以外のもの</u> に合格した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 特例での講習 作業知識:2.0h</li> <li>運転に必要な一般的事項:1.5h</li> <li>関係法令:0.5h</li> <li>作業のための装置の操作:2.0h</li> </ul>

注1:特B、特Cコースは、BCコース対象者で、運転技術に自信のない方、基礎技術をしっかり身につけたい方などのために、実技講習時間を多く取っているコースです。(ともに+5h)

注2:当協会では、車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者等に対する特例講習(Fコース受講料18,000円:法定6h+学科、実技試験)について定期開催はしていません。ご受講希望される方は、熊谷教習所までご相談下さい。

注3:運転業務の経験は、事業者による証明が必要です。

車両系建設機械(解体用)運転技能講習 特例

コース	特例講習を受けることが出来る者	講習科目
解体用講習特例	車両系建設機械(整地・運搬・積込み及び掘削用)運転技能講習を修了した者	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識 … 1時間 野田恵、小林貞嗣
	② <b>建設機械施工技術検定</b> のうち、Aコースの条件 <u>以外のもの</u> に合格した者	運転に必要な一般的事項に関する知識 … 30分 野田恵、小林貞嗣  関係法令 … 30分 野田恵、小林貞嗣  作業のための装置の操作 … 1時間 野田恵、小林貞嗣

\* 車両系(解体用)の技能講習は上記の特例講習のみ開催しております。  
 その他条件でのご受講を希望される場合、出張講習(原則20名以上、県内)等で対応しております。  
 コース条件等は、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習に準拠します。(下表詳細等については、熊谷教習所までお問い合わせをお願いいたします。)

解体用講習コース